

Title	「改暦辨」の効用と流布
Sub Title	
Author	會田, 倉吉(Aida, Kurakichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1956
Jtitle	史学 Vol.29, No.1 (1956. 5) ,p.99- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑報
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19560500-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

松井 馬之丞氏

土師器 二個、石鎗 一個（青森縣名川町發見）。

宮田 松之助氏

大形丁字頭勾玉 一個。

森 秀雄氏

繩文文化滑石製品 約二〇個（富山縣上市町極樂寺採集）。

山崎 長榮氏

石鏃 一〇個（福島縣久之濱町附近採集）。

山中 次郎氏

須惠器 二個。

山本 博氏

彌生式土器片（遠賀川式） 一一個（大阪府瓜破發見）。

吉田 小五郎氏

須惠器 二個。石皿及磨石（東京都西秋留出土）。

渡 恭一氏

石庖丁 一個（熊本縣西合志村發見）。

以上の如き多くの方々の助力を得て、研究室所藏の資料は着々と整備されつつあるが、我々としては更に努力をいたし、多くの研究成果を擧げべく覺悟を新らたにしている。同時に設備の整つた博物館の建設が要望されると共に、そのためにも今後一層の御援助を切望する次第である。

（清水 潤三）

「改曆辨」の効用と流布

明治六年、新政府は曆法を改めて太陰曆を廢し、新たに太陽曆を採用することとした。このとき、福澤諭吉はいちはやく「改曆辨」一編を世におくり、つとめて懇切平易にそれを説明し、右の布告の趣旨徹底を期して、よそながら新政の盛事をたすけたといわれる。しかも、傳うるところによれば、この「改曆辨」は少しく風邪におかされて臥床中のところおよそ六時間で書きあげられたものだそうである（「福澤全集緒言」參照）。明治五年十一月官許、翌六年一月一日の發兌にかかり、和紙袋綴、本文十葉を出でぬ小冊子に過ぎないが、恰かも時宜になつて大いにひろまり、かつそれだけまた効果も甚大であつたものといえよう。福澤はそれにつき後に、明治十二年三月四日附松田道之宛書翰のなかで、「其後改曆の令あり此時も同様唯一片の詔にて更に諭告文を見ず余り難堪存候に付生は私に改曆辨と申小冊子を出版して一時は十萬部計り國內に分布し此出版にては聊か行政の便を助けたること今日も私に自負の意あり」（「續福澤全集」第六卷五四五頁）と自らいつているほどなのである。

ところで、この「改曆辨」のそうした効用と流布という點で、いささか興味深い一つの例がここにある。それは、明治六年二月、

時の濱松縣令林厚徳が管内に新曆を徹底させるため、特にこの本五百部を取寄せ、望のものに元價で頒布せしめたという事實である。わたくしがかつて見つけた「改曆辨」の一本には、その末尾に和紙袋綴一葉がさらに添附してあり、それに二二字詰八行にわたつて左の通り印刷されていたものがあつて、實はそれによりこのことを知つた次第であるが、いかにもおもしろいではないか。その上、これから推して考えれば、ほかの府縣でも或はこれに類することがまだありはしなかつたかと察しられたりもしよう。

第五號

大陽曆之便なる既に先般の被 仰出にて察然たる事に有之毎年季候の早晚なく耕耘播殖にハ最も便利に有之候處兎角蒙昧の僻見より舊曆に拘泥し心得違の輩尠からず哉に相聞へ以の外の事に候就てハ福澤諭吉著述の改曆辨五百部取寄候ニ付管下村々へ頒布し其便不便を篤と辨知いたさせ度候條戸長に於て此旨厚相心得望の者共へハ元價を以て下渡候様可致事

明治六年二月

濱松縣令 林厚徳

追て、ここまで書いたあとで、河北展生助教から「改曆辨」ならおもしろい寫本をもつているといつてみせられた一本がある。美濃判袋綴全十三葉、表紙と本文十葉及び末葉の「時計の圖」とはほぼ版本そのままを筆寫したものと思われ、用紙の大きさは違つても、筆寫の部分は原本と同じ大きさに鉛筆でワクをとり、

そこへ字くばりもそつくりにつしてある。おそらくすきうつししたものであるが、それにしてもこうまでして讀まれたということはまたこの「改曆辨」の流布のいかにひろかつたかを語る一證左ともなるうか。それに、この寫本で特に興味深いのは「時計の圖」の裏面にあたる、原本でいえば裏表紙の部分中央位に、六十秒ヲ一分ト云六十分ヲ一度ト云三十度ヲ一宮ト云十二宮ヲ一周ト云

と圓形にしたため、さらに最後に一葉を加えて左の如き改曆の歌なるものを書きそえていることである。ただし、ここには原文の變體假名は普通の改め、ふりがなも便宜概ね省略した。その點、おことわりしておく。

改曆の哥

^{すめくに}皇國は豐葦原乃千五百秋瑞穂の國と 神代より萬古不易の豐饒國 皇統連綿ましまして大日本乃全國に不毛沙漠の惡地なく最もめでたき土地ぞかし爰に明治の六年より太陰曆を改めて大陽曆に定められ

神武皇祖の紀元より其年月を數ふれハ二千五百三十二年十二月にして一日一夜二十四時午前一時は今朝の夜中半より始まりて午後の一時ハ晝半ぞ日數三百六十と五日を以て終りなり扱又月乃大小は一月三月五七八十と十二は大にして二と四と六九十一の此五月を小と知れ大ハ三十一日に三十日は小の月平年二月

ハ廿八四年め毎に閏あり此年はかり二月をハ廿九日と覺ふ遍し
其一日が閏なりまた舊曆の五節句ハ一廢なりて此後ハ

神武天皇御即位と天長節會と兩日を上下嘉祝の日となせり實に
年月の累なりて十百千と算へツ、億萬歳の末までも蒼生安かる
は 君の御恩と仰く弊きかな

(會田 倉吉)

慶應義塾とコーネル大學

「時事新報」明治二十年十一月五日附雜報欄に「原田敬吾氏」
と題して次のような記事が載つてゐる。

◎原田敬吾氏 同氏は初學の頃より三田慶應義塾に在りて勉強
の功を積み一昨十八年の七月卒業の後は海外遊學の志を立て米
國に向て出立せしは昨十九年四五月の交なりしが今度同國イサ
カ府なるコーネル法律大學に入りたる由にて社友の許へ寄せし
手紙の端に曰く小生事は久々桑港に在りしが此たび法律學を修
むることゝなし然るべき學校をと種々問合せたる上イサカ府の
コーネル法律大學こそは當國僑指の一にて法學を攻むるには屈
竟の所なる趣き承り候に付き早速イサカへ罷越し入學試験の準
備に取掛り候中ドクトルヨンハンスの勧めに任せ同校の書記ま
で小生修業の履歷書を差出せしに小生文けは無試験にて入學す

るを得べしとの挨拶あり誠に意外の幸ひを受け申候是れ全く我
福澤先生の名と共に義塾の評判が遠く三千里外の當地にまで知
れ渡りたる故かと存ぜられ候間喜びの餘り其コーネル法律大學
へ差出せし書面を左に附載仕り候

私は日本東京にて慶應義塾と稱せる福澤先生の學校に在りて
高等の教科を修むること凡そ四年にして卒業證書を得たる者
に付き格段試験なくともコーネル法律大學に入るべき資格は
十分之れ有る儀と自信仕り候間なほ別紙教科の書籍をも參考
のため一覽可被下候云々

幕末から明治へかけて、慶應義塾が夙に私學の隨一と認められ
ていたことは、おそらく何人と雖どもこれを諒とせざるを得ま
い。そして、そうした義塾の隆昌と權威とが明治中期頃には遠く
太平洋をこえたアメリカにまで聞えていたものとみえ、明治二十
年、アメリカはニューヨーク州イサカのコーネル法律大學が義塾
出身の原田敬吾を無試験で入學許可したというのである。もつと
も、これについては、それは義塾が明治五年米人宣教師クリスト
ファ・カロザスを招いて整備した學科課程からいつても、これを
修業すれば當然大學への入學を許可するに足る充分なだけの資格
ありと認められる筈で、そうした點もまた見逃し得ない一つの理
由ではないかと中山一義教授からの御教示をいただいた。なるほ
ど、そういわれれば、時代は少しく下るが、明治三十一年のころ、